

第27回人権教育・啓発施策推進懇話会

日時 平成26年8月26日(火)

午前9時30分

場所 ルビノ京都堀川「加茂」

○副座長

おはようございます。よろしくお願いいたします。皆さん、積極的にいろいろ議論をしていただけたらと思いますし、新しいメンバーも加わったので、ぜひ積極的にいろいろお話ししていただければと思っています。

では、本日予定されている議事が3件ということで、お手元の次第に議事に(1)、(2)、(3)の順番に進めたいと思います。事務局から順番に説明していただいて、委員からの質問や意見をいただく形でよろしくお願いいたします。

議 事

(1) 人権教育・啓発事業 人権問題全般(研修事業)及び個別分野事業について

○事務局

それでは、議事の1番目、人権教育・啓発事業の人権問題全般及び個別分野事業について、事務局から順番に説明します。

初めに、資料3をご覧ください。こちらの資料が本日説明します審議対象事業一覧になります。

それでは、初めに、人権啓発推進室の事業から説明します。資料1-2をお願いします。39ページになります。人権啓発指導者養成研修会という事業ですが、これは、京都府や市町村の幹部職員を対象にした指導者の養成研修会ということで、去年は8月20日に同和問題とユニバーサルデザインをテーマにした講義を行いました。8月6日と7日の2日間では、「共に生きる社会をめざして」というテーマでワークショップを行いました。アンケートの回収率が講義では84%余り、ワークショップは94%余りでした。アンケートの中では、特にワークショップの研修のほうが無意識のうちの差別意識を体感できたとか、大体9割の回答者から積極的な評価をいただいています。去年、利便性を少し配慮しまして、初めてワークショップ形式の研修を北部会場、福知山で開催もしています。これについては、委員からも意見をいただいています。単にいろんなところでやって参加者を増やすだけではなく、しっかりと研修内容の検証も行って、研修が通り一遍にならないようにと、あるいは、より現場に則した研修となるように今後とも工夫をこらしていきたいと思っています。

それと、今年度の指導者養成研修については、先週、京都市内と福知山でワークショップの研修を計画していましたが、福知山については、今回の大雨による被災の状況を考慮しまして中止しています。

それと、講義型の研修は明日行う予定で、内容は同和問題についての講義と、ヘイトスピーチを取り上げて多文化共生社会について考えようという内容にしています。このヘイトスピーチの問題については、委員からも京都府としてのヘイトスピーチに対する姿勢について質問をいただ

いていますが、基本的にはこのヘイトスピーチは本当に人々に不安感、あるいは嫌悪感を与えるだけじゃなくて、やはり差別を助長していくようなものだという考えから、府が目指している人権が尊重される社会を実現していく観点からは非常に残念なことと思っています。

ただ、こうした声が、民主主義の根幹をなす表現の自由や言論の自由といったところと直接関係を結ぶこともあって、なかなか今の現行の法制度で規制することは極めて難しい状況でして、まずは国においてきちっと状況を把握して、法規制も含めた議論を進めていただくことが必要ではないかと考えているところです。

京都府としても、京都法務局や市町村とも連携しながら、今回のこの指導者養成研修会のテーマで取り上げてみたり、あるいは府民向けのフォーラムなどでヘイトスピーチを取り上げるなど、啓発に取り組みながら、こういったヘイトスピーチがなくなるような社会づくりを頑張っていきたいと思っています。

続きまして、次の40ページに京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会をご覧ください。こちらは、今年の2月14日に開催をしました。現場において府民の相談を直接受ける担当職員を対象に相談のスキルアップと相談機関の職員同志の交流を目的に開催をしています。今回は、人権擁護委員の現場の相談事例という話と、初めて事例検討を取り入れて、参加者が具体的な解決策をグループワークの中で、話し合うということを行いました。

アンケート回収率は92%余りありまして、京都府の職員だけではなくて、市町村の職員や人権擁護委員も含めた相談業務に携わる職員を中心とした研修でしたので、現場で実際に役立つ内容が非常に望まれているのではないかとというようなアンケート回答を多くありました。これからも引き続き事例検討を取り入れながら、実践的な研修となるような形で継続していきたいと考えています。

次に資料1-1の42ページ人権擁護啓発ポスターコンクールをご覧ください。これは、子どもを対象にした事業で、府内の小・中・高校生から、人権をテーマにした絵画作品を募集するコンクール事業です。毎年大体5,000人くらいの子どもたちからの応募があります。これは昭和59年にスタートし、30年間継続している非常に長い事業です。昨年度からは表彰式を京都府主催の人権のイベント、ヒューマンフェスタの中で開催しています。この事業については、委員から複数の質問をいただいています。一つはこのポスターコンクールの作品を使って、例えば電車の中のポスターの掲示などできないかという質問です。ポスターコンクールの優秀作品については人権のカレンダーやポスター、啓発物品に活用しています。車内広告など、そういった有効活用も、予算の制約はありますけれども、できる限り取り組んでいきたいと考えています。

それから、このポスターコンクールの優秀作品の人権カレンダー、こちらも希望者にちゃんと個人配付しているのかという質問をいただいています。これも希望者には個人配付していますが、なかなか多くの希望者の手に届いているのかなとも思っています。しっかりとこれから広報にも力を入れていきたいと考えています。

それから、人権の大きなイベントのヒューマンフェスタのときに、府庁の各部局でのいろんな人権についての取組紹介があってもいいのではないかと、という質問について、従来から、例えば自殺対策など関係ブースを設置したり、関係部局と連携をしているところですが、さらにできる限り、いろんな京都府の人権の施策についてPRができる取組についても検討していきたいと考えています。

それから、最後に資料2の平成26年度の実施計画、45ページをご覧ください。インターネット上の人権侵害等についての啓発について、このインターネットの人権侵害は、例えば児童ポルノや援助交際など、いわゆる犯罪に当たるような行為はもとより、掲示板で非常に差別的な書き込みがあったり、意図的に同和地区の所在を明らかにするとか、非常に内容的にどんどん悪質、多様化していて、憂慮すべき状況だと考えます。そういうこともあって、今年度、新たに市町村と連携して、例えば「インターネットと人権」といったテーマでの講演やフォーラム形式で府民の皆さんとインターネットの問題について考えるような研修会を実施したいと考えています。資料の中では、4カ所の予定というふうになっていますが、現在、府内6カ所の市町で開催できる見通しになっています。

人権啓発推進室の所管事業の説明は以上です。

続きまして、知事直轄組織の知事室長グループから説明します。

○事務局

失礼いたします。知事室長グループです。よろしくお願ひします。

知事室長グループの所管事業の外国籍府民への支援・課題認識につきましては、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要であると考えており、留学生をはじめとした海外から来られる人々が地域に定着してもらえるようなきめ細かな生活環境の改善や、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要であると、全体的には認識をしているところです。

では、資料1-1の8ページからご覧ください。京都府国際センターのホームページでは、生活サポートの情報を多言語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供しています。平成25年度のアクセス数は13万9,000件となっています。さらに次のラジオ放送としまして、「FMCO・CO・LO」を活用した英語、中国語による放送を行っています。「FMCO・CO・LO」とは放送協定を締結していて、台風や地震時など、必要に応じて災害時の多言語による放送も行っています。その下のホームページの多言語化につきましても、英語、中国語、韓国・朝鮮語で行っています。

続きまして、9ページをご覧ください。委員からも報告書の中身はどんなものかという質問をいただいている「京都府外国籍府民共生施策懇談会」ですが、こちらは平成20年に設置し、昨年度は6年目でした。外国籍府民に関する諸問題や、今後取り組むべき課題につきまして、懇談会委員から意見、提言、さらに懇談会の議論内容を報告書の中身としてまとめまして、毎年度知事に報告をしています。この施策化に向けての企画立案は、京都府の国際課、事業の実施につきましては一部国際センターと連携して行っていることです。ちなみに、平成24年度、平成25年度のテーマは「外国籍府民の地域社会参加の促進について」でした。その報告書の中で委員から提言いただいているものは、国際センターのホームページについて、もっと外国籍府民の方々が知りたい情報をより早く適切に提供できるようリニューアル化する必要があるや、このホームページを広く周知するための工夫が要るのではないかなど提言をいただいています。それに対応するために外国籍府民の生活相談をQ&A方式でまとめて、優先度が高いと考えられた335問、この質問案をこの3月から掲載をしているところです。

さらには、生活に関する諸課題についてですが、外国籍府民の生活等に関する諸課題につきましては、それぞれの所管部局で第一義的に対応いただいているところですが、国際課では生活者支援にかかるものとしまして、委員からの提言の中にもそれぞれの母国語、母語だけではなくて、

各自が安心・安全や日常生活の利便性を確保する、それだけは難しいので、もっと日本語を学習する機会の提供が要るのではないかと、日本語学習機会自体が生活や子育てに関する相談の場になっているなど、支援活動の拠点の役割も果たしているため、さらなる整備充実の支援が大きな課題である。そして、そういう学習機会を担っている大部分がボランティアの方々には協力いただいていますので、そういった方々への支援が重要ではないかという意見をいただいています。このため、京都府の国際センターでは、自らの日本語教室の開催だけではなく、府内各地で外国籍府民にとって心強いサポーターになるような日本語ボランティア育成のための研修を行っています。さらに、各市町村の要望に応じて、専門家を派遣するなど、相談を実施しているところです。

さらに、今年度のテーマが、このボランティア団体等への支援についてで、どのようなことが求められて、何が支援できるのかを掘り下げて議論していきたいと考えています。

さらに、京都府だけの問題ではないので、各都道府県で組織している都道府県国際交流推進協議会、各都道府県の国際担当課が連携していて、先日も国に対して社会の一員として公共サービスが平等に享受できるように多言語や易しい日本語による情報サービスを充実してほしいと要望をしてきたところです。

続きまして、10ページの留学生の居住支援に関する取組です。こちら委員から、所在地や具体的な詳細について質問をいただいています。この京都留学生オリエンテーションセンターについて説明をします。

日本での、生活に不慣れな留学生に日本の生活環境、ルールを学んでもらうだけではなく、地域の方々の交流や日本の文化に触れてもらえるよう、きょうと留学生ハウスとして、既存のものに加えて、この3月に、府庁の西別館西側、元第二日赤病院の看護専門学校寮を改修して「さつき寮」、京都大学の南側の元府立医科大学附属病院の看護師寮を改修して「みずき寮」を整備開設したものです。

2棟を合わせて19カ国1地域から52名の学生が生活をしています。このオリエンテーションセンターでは、入寮生が日本独自の習慣や、マナー、文化などへの適応がスムーズに行えるように留学生オリエンターというものを設置して、日常生活の相談、アドバイスを行っています。質問にもオリエンターはどういった方を任命・採用しているのかという質問もいただきましたが、オリエンター自身もメキシコやアメリカへ留学経験があって、国際女子留学生センターというところで運営に携わっていた経験者や、オーストラリアの永住権を取得者で、オーストラリアへの留学支援の業務に携わったことのある方を嘱託職員として採用しているところです。

さらに、このセンターには海外の留学生だけではなく、一緒に日本人学生も入居していて、そのいった日本人学生も留学生をサポートするという仕組みにしています。

さらに、地域との交流についても質問をいただいています。こちらは地域の警察署と連携した交通安全教室や、消防署と連携した防災訓練を企画実施するほか、寮を管理運営している会社が主催した歓迎会や、先日も地元の地蔵盆に参加をしています。さらに、今後も府民運動会のほうに地元から参加を呼びかけてもらっているところもあり、こうした機会を捉えまして、地域の方々との国際理解が深まっていけばと考えています。

最後に、11ページ、12ページをご覧ください。委員から質問もあったガイドブックについてですが、国際センター作成の外国人のための「防災ガイドブック」をはじめ、先ほど説明をしま

した外国籍府民共生施策懇談会の意見を踏まえて、「外国人のための医療ガイドブック」だけでなく、日常生活に必要な、例えば救急、火事、交通事故が発生したときにどこに連絡するのかと。日本語に不慣れな方には非常に難しいところがありますので、こういったものを易しい日本語や英語、中国語、韓国・朝鮮語で作成をしています。

配布先ですが、質問にありましたが、府内市町村、国際センター、地域にある国際化協会に配付をしています。それだけではなく、最近はニーズが多様化していますので、ホームページにも掲載をしていて、必要な部分をダウンロードして活用できるようにしています。この部分につきましても積極的に広報していきたいと考えています。

知事室長グループからの説明は以上です。

○事務局

職員研修・研究支援センターです。よろしくお願いします。

資料は、資料1-2の研修事業の35ページから38ページの4ページです。当センターは、府職員に対する研修を行っていますが、職員が人権問題の理解を深めて、職場の日常業務遂行の中で人権問題の視点を忘れずに実践する、そういう職員を養成していくことがきわめて重要であるとして研修を行っています。資料の説明に先立ちまして、委員から質問のあった2点につきまして、最初に説明します。

質問いただいた内容は、資料1-1の13ページの所管事項についてです。所管事項の記載が抽象的過ぎて、現時点での課題は何かという質問でした。職員の人権問題研修においては、1つには、人権問題を正しく理解し、常に人権を尊重して業務を遂行する職員の育成。2つには、地域社会におけるリーダー的存在として人権問題に対して積極的な役割を果たすことのできる職員の育成。この2つが重要な課題と考えています。こうした人権意識の高い職員を育成していくためには、若手、中堅、管理職、指導者等といった、受研対象者に応じた研修の充実であるとか、タイムリーな人権侵害事象、例えば戸籍謄本等不正取得事件、ヘイトスピーチ、土地調査問題、インターネットの書き込みなどといった人権侵害事象に関する研修の充実であるとか、参加型研修の充実等といった研修手法の工夫などを行うことにより、職員一人一人に人権意識を根付かせていくことが重要であると考えています。

2つ目の、人権研修ノートの検証についての質問ですが、人権研修ノートについては、当センター実施の新規採用職員研修等、職務基本研修、また全職員を対象とした人権問題特別研修の実施の都度、毎回配付するとともに、各部局が実施する職場研修においても配付し、活用するよう、各部局宛てに通知しているところです。このノートについては、職員自身が研修を通して、新たに気づいたことや、自分自身の行動の振り返りなどを書きとめ、人権問題に対する理解と人権意識の向上につなげるためのツールとして活用することを目的としており、その活用状況は職員によって異なりますが、こうした取組は非常に重要と考えています。人権研修の受講に当たっては、このノートを活用して、事前に自分自身を振り返り、理解不足や疑問点などの自己検証を行うとともに、受講後には感想や、新たな気づきを記載するよう指導しており、今後とも引き続き人権研修ノートの活用の仕方の徹底を図っていきたいと考えています。

それでは、資料説明に入ります。35ページをご覧ください。このページの研修は採用年次、役職等のそれぞれの段階に応じて行っている研修、新規採用職員による高齢者福祉施設への体験実習、全職員を対象とする手話研修をまとめたものです。これらの研修の研修後のアンケートの回

答結果を見ると、若手では、まず人権について知ることから始めなければならないとか、自分ができることを前向きに頑張りたいなど、公務員という公の立場の人間として人権問題にこれから向かい合っていかなければならないという職員としての自覚が伺えます。また、管理監督者向け研修では、同和問題解決のためのこれまでの取り組み及び現在でも存在する差別事象について改めて整理でき、理解が深まったといった感想が述べられており、全体として採用年次や職員による研修の趣旨に則した受け止めがなされていると思われま

す。36 ページをご覧ください。このページの研修は職場ごとに研修を企画、実施する人権問題の職場研修指導者、課長級の職員と、その指導者を補佐する職場研修主任、副課長級の職員になります。こういった職員向けの研修を実施しているものをまとめたものです。当センター主催で参加型研修の企画実施の方法等を学ぶ新任の指導者、主任向けの研修を実施しているとともに、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座に、ワークショップやフィールドワークも含めて参加することによって、指導者、主任自身が講師になるなど、各職場にふさわしい研修の企画実施に役立っているところです。このページの研修に関しまして、アンケートを実施しているのは、当センター主催の1 番目の研修のみですが、回収率は100%となっております。

次に37 ページをご覧ください。当センターが時々の人権問題を取り上げて行っている人権問題特別研修で、全職員を対象にしています。秋に北部で2回、冬場に1月から2月にかけて京都市内で5回、人権問題の基本からさまざまな人権問題を組み合わせながら多くの職員が参加できるよう研修を行っているところです。なお、平成25年度はワークショップを2回組み入れまして、そのうち1回は北部会場で実施しました。

37 ページの14の「研修効果について」という欄には、7回分のアンケート結果の平均値を記述していきまして、研修内容等についての満足度は59%、職務への有効性は51%、研修内容の理解度は66%の受講者が高い評価を示していて、とりわけワークショップだけに絞って見ても、いずれについても20から30ポイントは高くなっており、受講者の感想でも、講師の体験談や実際のワークショップがとても効果的で、関わるのが人権問題を考えていく上で大切なことだと改めて感じた。また、日常何気なく過ごしていくのではなく、考えながら少しでも差別のない社会をつくれるよう今後に生かしていきたいなど、高く評価する感想が寄せられており、本年度も引き続きワークショップを実施する計画にいたしております。これらの7回の研修のアンケートの回収率は、平均で80%です。

次に、38 ページをご覧ください。このページの研修は、各部局において実施されている研修をまとめたものです。テーマは同和問題、在日外国人の問題、児童虐待や児童ポルノをはじめとする子どもの人権、自殺対策、障害者の人権、拉致被害者の問題、犯罪被害者の人権など、業務に関連の深い身近な課題から時折のさまざまな人権問題など、多岐にわたり取り上げています。また、数は少ないのですが、ワークショップやフィールドワークを実施している部局もありますし、外部講師だけではなく、府職員も講師となり、さまざまなテーマや工夫をこらし、実施しているところです。全員の参加はなかなか難しいのですが、多くの職員が受講できるよう2回、3回と回数を増やして実施する部局もあり、約4,600名が参加したという状況です。

説明は以上です。

○事務局

総務部です。よろしく申し上げます。

総務部では、個人情報保護の推進と、北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動を所管しています。資料1-1の19ページをご覧ください。個人情報保護推進事業の平成25年度実施状況について記載をしています。個人情報につきましては、個人情報保護法の定め以上に個人情報の提供を控えるいわゆる過剰反応や、個人情報の取り扱いに関する疑問や不安が今なお見られる状況であり、引き続き法律や条例等の周知啓発を進めていきたいと考えています。このため、京都府のホームページでの啓発や、消費者庁との共催による府民や事業者、市町村の関係職員などを対象とした個人情報保護法に関する説明会を開催したところです。この説明会のアンケートによりますと、回答者の9割を超える方から「有益であった」または「まあ有益であった」というような評価を得たところですし、また「実害のない通常の社会的行為であっても個人情報漏洩と主張する人が増えた」旨の意見もあり、引き続き個人情報の保護と活用について周知を進めることが課題であると考えています。より多くの方にこの制度の正しい理解を深めていただくための周知啓発を進めていきたいと考えています。

次のページをご覧ください。20ページには、北朝鮮による拉致問題に関する理解促進活動の実施状況を記載しています。拉致問題の解決につきましては、世論を高めていくことが重要でありますので、国や市町村と連携しながら府民の皆さんに対しまして北朝鮮拉致問題への関心と認識を深めるための取り組みを進めています。具体的には、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、毎年12月ですが、この週間を中心としまして府庁での啓発パネル展の開催や、府民だより、ラジオ、京都駅前電光掲示板を利用した周知を実施しているところです。

続きまして、平成26年度の取組につきましては、資料2の17ページをご覧ください。基本的に平成25年度の取組を継続していくこととしています。個人情報保護推進事業は、制度に関する啓発の実施ということで、平成26年度につきましても消費者庁との共催による個人情報保護法に関する説明会を開催するべく、現在、消費者庁に開催協力の申請中です。なお、個人情報保護に関する予算としましては、個人情報保護審議会委員への報酬費ですとか、旅費等で合わせて150万円程度です。

次に、拉致問題については、12月の啓発週間を中心に啓発を進めていきたいと考えています。この北朝鮮拉致問題に関する広報、啓発事業としては、予算はついていませんが、庁内の掲示板にパネルを展示したり、府民だよりのスペースを活用したり、また国の拉致問題対策本部が作成したポスターを庁内に掲示するなどしまして、啓発を実施しているところです。

総務部からは以上です。

○事務局

府民生活部です。よろしく申し上げます。

府民生活部の人権啓発推進室以外の概要を説明します。資料1-1では25ページ。資料2も合わせて見ていただきますと同じく25ページになります。府民生活部におきましては、安心・安全なまちづくり、男女共同参画の推進、青少年の健全育成、消防人材の育成といった、府民生活に密接にかかわる課題に取り組んでいます。

所管事項に関する課題認識としましては、特に女性、青少年について、犯罪に巻き込まれるなど、非常に深刻な状況が重なってきており、犯罪被害者への支援と合わせてしっかり取り組んでいかなければならないと考えています。

また、府民の生命・財産を守る消防職員の人権意識の醸成も非常に重要だと認識しています。

取組の方向としましては、民間団体、地域の方々、市町村等ともしっかり協働して、さまざまな課題の改善に取り組んでいかなければならないと考えています。

具体的な事業内容につきまして、資料1-1の27ページから説明します。犯罪被害者支援についてですが、平成19年度に京都府犯罪被害者サポートチームを発足させ、官民の垣根を超えた総合的なサポート体制により取組を進めています。現在、サポートチームの事務局である安心・安全まちづくり推進課に専用電話を設置し、相談に対応しているほか、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへ助成をしまして、このセンターにもフリーダイヤルの相談電話を設置し、被害者、家族の相談しやすい環境づくりに努めているところです。

さらに、被害者を支えることの重要性について府内の市町村担当者を対象とした研修、市町村との広報啓発活動の共同実施、中高生対象の「いのちを考える教室」の実施など、地域レベル、住民レベルでの理解の促進に努めています。

次に、資料1の28ページをご覧ください。男女共同参画の取組についてですが、平成23年3月に「KYOのあけぼのプラン」を策定しまして、重点分野を定めて、男女共同参画の推進を図ってきているところです。KYOのあけぼのフェスティバル開催事業につきましては、京都テルサで1,500人の参加をいただき、鼎談や表彰式、親子を対象とした教室や意見交換会、ワークショップなどを開催しています。

続きまして、女性リーダーの育成事業、いわゆる女性の船の事業ですが、地域の女性リーダーの育成、ネットワークの構築を目指しまして、平成25年度は99名の参加をいただき、6月に事前研修、6月14日からの北海道での現地研修、7月には事後研修を実施しまして、参加者の97%から有意義だったという評価をいただいています。毎年6月ころに実施をしていますが、幅広い方からの参加をいただくためにも、今年度は少し時期をずらしまして9月に開催したいと思っています。

続きまして、女性相談事業につきましては、女性の家庭、地域での悩み、職場での待遇や、人間関係などさまざまな問題に対して相談、カウンセリング実施をしており、昨年度の相談件数では3,200件、面接相談の場合は9割くらいを相談解決につなげているところです。

続きまして、ドメスティック・バイオレンス対策事業につきましては、平成25年度にこれも計画を改定いたしまして、これに基づいて被害者の保護、社会的自立まで切れ目のない支援を実施することとしています。また、被害者の訪れることが多い医療機関用の相談対応マニュアル、若者向けのデートDVの啓発資料などを作成しまして、11月の集中的な啓発期間に広報啓発などを実施してまいります。

続きまして、保育ルーム設置促進事業、32ページです。府が実施する事業等にかかる保育ルームの設置を進めまして、乳幼児のいらっしゃる女性等が社会参加しやすい環境づくりに努めています。

マザーズジョブカフェ推進事業ですが、平成22年度に「京都ジョブパークマザーズジョブカフェ」を開設しまして、平成25年度は2万3,000人余りの来所者があり、就職内定は1,023人となりました。また、ことし4月にはマザーズジョブカフェ北部サテライトを移転統合しまして、北京都ジョブパークを開設して支援を充実させています。

次に36ページの青少年社会環境浄化推進の事業についてですが、青少年を取り巻く社会環境は年々厳しい状況にあるとの認識に立ち、「青少年の健全な育成に関する条例」に基づいて、あらゆる場面で環境浄化に取り組んできています。有害図書類の指定、店舗への立ち入り調査、イ

ンターネット上の被害から青少年を守るための手続の厳格化を図るような条例の改正などを行ってきているところです。

最後に、消防職員の教育につきまして、資料 1 - 2 の 25 ページのところに記載しています。消防職員が人権問題について幅広い知識が修得できるよう、人権研修を取り入れていまして、平成 25 年度には 2 回の研修を実施し、これも受研者の 93% から有意義であったとの評価をいただいております。今後も人権への理解認識を深めるために研修を実施していきたいと考えています。

府民生活部からは以上です。

○事務局

続きまして、文化環境部です。文化環境部では、私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進や、スポーツ、生涯学習の推進を所掌しています。また、府立医科大学、府立大学では公立大学法人において人権教育・啓発事業を実施しています。

平成 25 年度の具体的な取組について、まず資料 1 - 1 の 56 ページから 58 ページの府立医科大学、府立大学の事業です。医科大学では、医学、医療を志す医学科、看護学科の学生が正しい人権意識を養成できるよう講義が実施されています。また、府立大学では、学生が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、学習内容を見直して、授業内容の充実、改善を図りながら講義を実施しているところです。

また、研修事業についてですが、資料 1 - 2 の 7 ページの私立学校の教職員等を対象とした人権教育研修会を実施しています。また、8 ページから 11 ページの府立大学と医科大学においては、教職員や医療従事者を対象とした研修を実施しています。41 ページの宗教法人関係者を対象とした人権問題研修会も実施しています。

続きまして、平成 26 年度の事業実施についてですが、まず、私立学校の人権教育研修会については、資料 2 の 49 ページの下段の私立幼稚園をはじめ、私立小・中・高等学校、それから専修学校、各種学校での人権教育の推進や、教職員の方々の指導力の向上に役立てていただくよう研修を実施しています。また、宗教法人関係者に対しましては、51 ページの下段にありますように、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めていただけるよう、いのちや人と人とのきずなを大切にできる社会づくりといったテーマで講義などの研修を行ってまいります。また、52 ページ下段から 55 ページにかけては、医科大学、府立大学の研修については、今年度も各大学の学生、教職員、医療従事者等の人権意識の向上を目指して実施しているところです。

以上です。

○事務局

次に、健康福祉部です。よろしく申し上げます。

健康福祉部では、資料 2 の平成 26 年度実施計画で説明します。

資料 2 の 59 ページをご覧ください。一番上の健康福祉部関係団体職員人権研修ですが、これは健康福祉部と関係団体の職員の人権尊重意識の高揚を図るため毎年実施しているものです。平成 25 年度のテーマは「看取り」と「臓器移植」の 2 つのテーマについて、職員 300 名が参加しました。

次に、看取りプロジェクト推進事業です。平成 25 年度は、まず看取りプランを策定いたしまして、今年度につきましては、それに基づいた看取りネットの構築や、孤独死のない看取り社会のビジョンづくり、家族への相談支援事業の実施等について取り組みたいと考えています。

次に、60 ページの認知症総合対策事業ですが、平成 25 年度につきましては、まずは府内に、認知症疾患医療センターを 8 カ所設置しました。それから、認知症初期集中支援チームにつきましては、平成 25 年度はまず 4 市に設置し、平成 26 年度につきましては、それを拡充したいと考えています。初期認知症対応型カフェの設置ですが、平成 25 年度は 35 カ所府内に設置し、平成 26 年度は引き続き拡充したいと考えています。それから、相談窓口の設置、これは 25 年度に 10 カ所設置しましたが、平成 26 年度にはプラス 20、合計 30 カ所既に設置しています。それから、京都高齢者あんしんサポート企業の養成ということで、平成 25 年度までに府内のいろいろな事業所に協力もいただき、今、累計で 1,200 余りの事業所、サポーター 6,000 人の方の協力をいただいています。そのほか、府内の認知症サポーター養成ということで、平成 25 年度までに 2 万人余りの府民の方に協力をいただいています。

次に、61 ページをご覧ください。高齢者総合センターの運営について、京都 S K Y センターの中に設置していますが、平成 25 年度につきましては、一般相談、専門相談、情報提供を合わせて約 3,000 件の相談がありました。最近では終活、いわゆる看取りへの関心が高まっていますので、そういったニーズにあった事業展開が必要だと考えているところです。61 ページの下段の、生活保護関係職員の研修です。平成 25 年度は 120 人の実績となりました。

次に、62 ページの上段の生活保護査察指導員会議ですが、生活保護行政を指導する立場にある査察指導員の人権尊重意識の高揚を図るために実施しているものです。次に、63 ページの民生委員・児童委員人権問題啓発研修会です。府内で今、2,800 人の民生委員・児童委員の方に協力いただいています。その方たちを対象に毎年実施しているものです。中段の民生委員・児童委員協議会代表者研修会につきましては、民生委員・児童委員の協議会の代表者を対象とした研修会です。一番下の社会福祉施設長研修会につきましては、平成 25 年度は東日本大震災において高齢者、障害者の方たちの要援護者を積極的に受け入れられた施設の長の方の講演をいただきました。それぞれの時事に応じたテーマを選んでいきたいと考えています。

次に、64 ページの社会福祉施設職員等研修です。子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員の人権尊重意識の高揚を図るために実施しているものです。下段の認知症介護にかかる研修ですが、それぞれ初任者、実践者、リーダー等階層に分けて、それぞれに必要な知識、課題等について研修を実施しているものです。

65 ページの喀痰吸引等京都府研修です。平成 24 年度の介護保険法の改正に伴い、介護職員等が医師等の指示のもとで医療行為ができるようになりましたので、そういったことに必要な研修を実施しているものです。下段の高齢者の権利擁護の推進と、次の 66 ページの上段の障害者の件ですが、京都府障害者支援課の中に、障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置して、そちらで必要に応じて弁護士等専門職チームを市町村に派遣をしたり、必要な実態調査を行うものです。

それから、66 ページの障害者に関するシンボルマークの普及ですが、毎年 12 月の障害者週間に合わせて、さまざまな普及・啓発を行っています。

67 ページの発達障害者支援事業です。発達障害に関する支援・相談、啓発等に関する事業を、府内の6カ所の圏域支援センター等で実施しているものです。下段の発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業ですが、全国でもまれな5歳児を対象にスクリーニングを実施しています。

68 ページの障害者に対する理解と交流促進活動ということで、今回パンフレットを配付しています。「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、これが平成26年3月に制定されましたので、平成27年4月の施行に向けて今年度、府民の方へのまず周知啓発が大事と考えています。そういったことも踏まえて、さまざまな障害者の方のスポーツ活動の支援等を行っているものです。

68 ページ下段の保育所職員研修事業ですが、保育所の職員の方の人権意識の高揚を図るために実施しているものです。

それから、69 ページの児童虐待等総合対策事業ですが、児童虐待の理解を深めるためにさまざまな、例えば京都サンガと協働した事業や、郵便局のポストや集配車両に児童虐待のステッカーを張ったりするような事業を実施しているものです。下段がハンセン病対策啓発事業です。6月22日の追悼の日を中心として啓発活動を実施しています。

70 ページの上段はエイズに関する普及啓発事業です。最近エイズ患者が全国で1,500人の水準に高止まりしているということで、京都府でも必要ないろいろな事業啓発を行っているところです。それから、下段の健康福祉事業従事職員人権研修会です。これは、保健福祉事業の職員を対象に、人権意識の高揚等を図るものです。

最後に委員から子どもの貧困対策について、どのように進められているのか部局連携についてはどうかという質問をいただいています。まず、昨年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されました。健康福祉部では、これまでからも生活保護世帯などの中学生を対象に、学力支援や、社会性の育成を図るための居場所づくり事業、それから、夏休みなどに母子家庭の親が気軽にみんなで交流したり、親と一緒に子どもが安心して遊び学べる居場所づくり、それから、親が自立して安定した生活ができるような就労支援等に取り組んできたところです。この国の法律を受けて、今現在、国で大綱が検討されていますが、もう間もなく決定されるということで、この国の大綱が示され次第、関係部局、教育委員会や府民生活部、そういった部局と連携を図っていきたいと考えています。今はまずは外部の有識者の方、それから小中学校校長会や、児童養護施設、市町村など、関係機関と検討を始めています。

以上です。

○事務局

商工労働観光部です。よろしくお願します。

まずはじめに、商工労働観光部の平成25年度の研修事業3件について説明をします。資料1-2の42ページをご覧ください。総合就業支援室が実施をします京都府企業内人権問題啓発セミナーは、主に企業の総務・人事担当者を対象としまして、公正な採用選考の啓発を基本として、企業における人権意識の向上を図るために実施をしているものです。このセミナーにつきましても、京都労働局が実施します企業内人権問題啓発推進員研修会及び学卒求人説明会と同時に開催してまして、平成25年度は府内5会場で実施をしたところです。平成25年度も雇用環境が厳しい状況でしたが、職業紹介事業者及び労働派遣事業者に対しまして積極的な参加を促した結果、

平成 24 年度の参加企業 1,568 社を若干下回りましたが、1,494 社の企業に参加をいただいたところです。

次に 43 ページをご覧ください。商業・経営支援課が実施します商業関係団体役職員等人権啓発研修会についてですが、これは府内企業の代表者や商工業関係の団体役職員を対象としまして、府内 4 会場で実施したところです。平成 25 年度は、企業内で働きやすい環境を考えるとともに、人権についての理解を深めるため、研修テーマを「パワハラのない職場づくり」として、セクハラ、パワハラ防止コンサルタントを講師に、参加者の理解を深める機会としたところです。307 名の参加を得まして、247 名からアンケートを回収していきまして、研修内容についての質問では、9 割近い参加者から非常によかった、よかったとの評価を得ているところです。

続きまして、44 ページをご覧ください。産業立地課が実施します府営工業団地立地企業人権問題研修についてですが、府が造成した長田野工業団地と綾部工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等に対しまして、人権尊重意識の高揚を図るため例年開催しているものです。長田野工業団地には 39 社、綾部工業団地には 19 社が立地しており、平成 25 年度も両団地合同での研修会を開催し、立地企業の約 6 割の 33 社、40 名に参加いただいたところです。テーマにつきましては、偏りなく人権問題のいろいろな側面に対して知識を得られるように配慮していきまして、昨年度は「人権に基づくユニバーサル社会の構築～障害のある人から学ぶ～」をテーマに実施しています。研修後、講演内容についてのアンケートでは、よく理解できた、ある程度理解できたとの回答を全参加者からいただいきまして、理解度は高かったと考えています。このアンケートの中に、研修で今後取り上げてほしいこと、それから掘り下げてほしいことといった項目を設けていきまして、この結果も参考にしながら、今年度以降の研修計画を企画していききたいと考えています。

次に、平成 26 年度の事業実施計画についてですが、資料 2 の 73、74 ページとなります。先ほど研修事業につきましては、平成 25 年度の実績について説明をしましたが、平成 26 年度につきましても、企業内人権問題啓発セミナー、それから企業職場人権啓発推進事業、府営工業団地立地企業人権問題研修を実施することとしています。さらに、73 ページに記載があります公正採用選考啓発事業、これは公正な採用選考のシステムを確立するため、企業が行う採用の選考の側面から広く啓発を支援することとしているものでして、毎年 6 月 10 日から 19 日の間が公正採用選考推進旬間で、この間にセミナーを開催、それから新聞への意見広告や、テレビでのスポット CM、ポスターによる啓発を平成 26 年度も実施したところです。

以上です。

○事務局

続きまして、農林水産部から説明します。

事業は 2 点です。資料 1 - 1 の 82 ページをご覧ください。農村女性育成事業について、こちらでは、家族経営協定の締結推進ということで、労働時間や労働報酬など役割分担が曖昧になりがちな家族経営体において、協定を締結して、不平等のないような関係をつくりましょうという、そうした呼びかけを行っています。また、女性の起業促進や農業経営への参画促進といった地位向上の支援を行うということで、講座やセミナーを開催しています。実績としましては、家族経営協定につきましては、平成 24 年度には 6 組が締結され、累計で 286 組になっています。また、養成講座やセミナーを開催していることで、評価のところにも少し成果事例が出ていると記載し

ていますが、中には茶農家の女性が抹茶チョコを開発したり、こうしたセミナーを通じて起業されているような事例が出てきたり、また各道の駅や直売所の代表を女性が務められるとか、そうした経営への参画という事例がここから生まれてきています。

続きまして、資料1-2の研修事業を説明します。資料1-2の45ページをご覧ください。毎年農林漁業の関係団体の職員を対象に、京都府内の北部と南部で1回ずつ研修を行っています。昨年度は11月に障害者をテーマとして、研修を行いました。参加者数は353人で、例年350人程度の参加があります。研修終了後のアンケートで、人権が大切であると感じた、ある程度大切だと感じたという方が合わせて96%あり、一定の効果があったものと評価しています。また、障害者に対する理解や認識が深まり、研修に参加することで意識が高くなったと答えている方があり、研修に対する満足度も90%と、高かった状況です。

平成26年度につきましては、引き続き北部と南部で開催していきたいと思っています。先ほどの農村助成育成事業につきましても引き続き行っていきたいと思っています。資料2に概要をまとめていますので、そちらについては、またご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○事務局

建設交通部です。よろしくお願ひします。建設交通部からは、2点、建設業者と宅地建物取引業者の人権啓発を行っています。まず、資料1-1の85ページをご覧ください。こちらは宅地建物取引業者に対する人権啓発について記載しています。内容が3つありますが、宅建業団体人権啓発研修会というのが平成25年度から始まったもので、これは平成25年度の取組として特徴的な部分となっています。そのほかの2つにつきましては、従来からの内容ですが、免許更新のときの法定講習や、不動産取引に関するまさに本業の研修といった場を捉えまして、その中の1コマとして人権研修を行っているものです。昨年度始めましたこの宅建業団体人権啓発研修会につきましては、人権をまさにテーマとした、それだけのための研修という取組になっています。

事前に、委員から質問をいただいている、宅建業者へのアンケートを毎年実施しているのかという質問ですが、毎年ではなく平成22年度に一度実施してしまして、それ以降は実施していません。また、入居差別は減っているのかという質問について、平成22年度のその状況以降、特に把握しておりません。減っているのかどうかというところもはっきりしたところは把握していない状況です。

続きまして、資料1-2をご覧ください。46ページになりますが、建設業者に対する人権啓発研修について記載しています。こちらは、建設業者を対象としまして、北部会場と南部会場それぞれ1回ずつ実施しています。こちらは、人権啓発のための研修となっています。アンケート結果は、おおむね9割の方が有意義であったと。回収率が65.5%となっていますので、全体からいいますと大体6割くらいの方が有意義であったという感想、といった結果となっています。

平成26年度の取組につきましては、資料2の83ページになります。基本的には平成25年度の取組を踏襲して継続していくという方向で考えています。

建設交通部からは以上です。

○事務局

続きまして、教育委員会から説明をします。よろしくお願ひします。

まず、資料1-1の90ページをご覧ください。体罰防止の手引きの作成についてですが、全ての教職員が、体罰は児童・生徒の人権を著しく侵害する絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深めることを目的といたしまして、作成しました。参考に本日配付をしていますので、ご覧おきください。この手引きを京都府内の小中学校、市町教育委員会、それと府立学校は全教職員に配付をして、府内の全小中学校、府立学校において、この手引きを活用した体罰防止に関する研修を行っているところです。

また、この事業につきまして、委員から質問がありました、体罰の意識調査等の実施についてですが、平成24年度末に実施をしたところですが、今後実施をするかどうかにつきましては、体罰の発生状況等を総合的に勘案して検討していきたいと考えています。

次に資料1-1の93ページをご覧ください。トータルアドバイスセンター設置事業についてですが、この事業につきましては、不登校やいじめ、子育てやしつけなどについて悩みや不安を抱く幼児児童生徒、保護者、教職員などに対しまして、精神科医、臨床心理士等の先生方が課題解決のための援助や助言を目的として教育相談を実施しているものです。実施方法としましては、電話相談、メール相談、来所相談、巡回相談で行う教育相談で、4種類を設定しています。昨年度の相談件数は約5,900件でした。

この事業につきましても、委員から質問のありました、スクールソーシャルワーカーや福祉との連携についてですが、相談者の了解が得られれば社会福祉士への相談へつなぐ体制をとっているところです。

次に、資料1-1の95ページをご覧ください。森と小川の教室推進事業についてですが、障害のある子どもと障害のない子どもが自然の中で共同生活を体験する事業で、心のふれあいを深めながら相互理解、支援の大切さを学び、多様な自然体験活動を通して自立心、主体性を培うこと、自然や環境に対する豊かな感受性を養うことを目的として実施をしています。

この事業につきましては、委員から質問をいただいています。事業の開始年度ですが、これは平成13年度からの事業です。

次に、参加者の募集についてですが、府内小中学校、府立特別支援学校へ案内を発送しまして、申込者が多数の場合には抽選により参加者を決定しているところです。保護者の付き添いにつきましては、参加の条件とはしていません。それと、事業の広報についてですが、指定管理者が代わったこともあり、今後、自然の家のホームページに掲載をしていく等を検討していきたいと考えています。なお、本事業につきましては、本年度も8月6日から8月12日の間で実施を予定していましたが、台風の影響で8月9日で中止をしました。

次に資料1-1の87ページをご覧ください。委員から所管事項に関する課題認識の表記について、今の課題は具体的に何かという質問をいただいています。大きく3点あります。1点目は教職員の大量退職の時代を迎えて、若手教職員が増えてきています。そういった中、教職員の人権意識の高揚が課題と考えています。2点目は、子どもを取り巻く状況が大変厳しさを増している中、今まで人権教育で進めてきました一人一人の子どもに焦点を当て、特に困難な状況に置かれている子どもに対しまして、家庭や地域とも連携しながら基礎学力の定着を図って、希望進路の実現を図る、一人一人を大切に教育をしっかりと進めていくことが重要であると考えています。3点目は、社会教育において、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように、参加型学習を取り入れた学習プログラムの作成、また指導者の育成、資質の向上が課題と考えています。

以上3点が課題と認識しています。

次に、委員から、子どもの貧困対策についてどのように進められているのか、特に他部局との連携についてという質問をいただいています。子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されて、今後策定が予定されています大綱の中で、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援が重点施策として取り組まれることが予定されていると聞いています。教育委員会としましては、そうした支援につきまして関係部局と連携しながら総合的な取組を今後検討していきたいと考えています。

あと、資料1-2の1ページから4ページに研修関係、4つの研修について掲載をしています。この事業につきましては今年度も継続事業として実施をしたいと考えています。

教育委員会の事業の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○事務局

次に、警察本部の平成25年度事業実施状況について説明します。よろしく申し上げます。

まず、99ページの犯罪の被害に遭われた方や、遺族に対する支援について説明します。犯罪被害者支援室では、被害者の手引など、犯罪被害者などに向けたリーフレットを作成、配付して、被害者や遺族を支援しました。次に、捜査の過程や生活環境の変化によって受ける二次被害の防止の対策としまして、指定被害者支援員制度に基づきまして、支援要員が被害発生直後から被害者や遺族に寄り添って、日常生活や精神面の負担を軽減するサポートを行っています。また、犯罪被害者支援室のカウンセラーによるカウンセリングや相談の対応もありました。そのほか、生命のメッセージ展、中高生・大学生を対象に行う犯罪被害者などの講演を通じて、犯罪被害者などを支える社会気運の醸成に取り組んでいます。

次に、101ページの犯罪等被害少年等に対する支援事業について説明します。少年課では犯罪やいじめ、児童虐待等の被害を受けた少年やその保護者を支援するため、面接相談や電話、電子メールによる相談を行っています。相談に対しましては、24時間対応の電話相談、ヤングテレホンを継続して開設し、スピーディーに対応する体制を維持したほか、警察本部少年課の少年サポートセンターに配置された、臨床心理士の資格を持つ職員が専門知識や技能に基づいたカウンセリングを行っています。

続きまして、102ページのサイバー犯罪対策について説明します。サイバー犯罪対策課では、サイバー空間における府民の安全、安心を確保するため、京都府域のIT企業、大学、行政機関で組織するITコンソーシアム京都と、京都造形芸術大学などの産学官が連携しまして、サイバー犯罪被害防止啓発スポットムービー、ウイルス編やネットいじめ編を制作しまして、放映して、インターネット利用者のマナー向上や情報セキュリティ意識の醸成を図りました。

続きまして、研修事業について説明します。資料1-2の26ページを参照ください。まず、警察学校では、入校している採用時教養中の警察職員を対象としまして、人権全般に関する必要な知識について教養を行い、社会人として必要な人権に対する知識を深めるとともに、警察活動において必要とされる犯罪被害者などへの支援、DVや児童虐待、女性や子どもの人権問題を中心としまして認識を深めました。また、高齢者などの身体機能についての理解を深めるために特殊な装置を活用して、高齢者疑似体験を行い、高齢者や障害者の人権に配慮した警察活動を行う必要性についても理解を深めたところです。

続きまして、27ページをご覧ください。教養課の所管事業ですが、職場や職務執行などの身近に存在する人権問題を題材として、講義や資料の配付、視聴覚教材を活用したグループにおける

講義、それと青年警察職員、平成 25 年度は対象者約 1,600 人ですが、これによる意見発表を行いました。そして、個人の生命や身体、財産の保護を責務とする警察責務の使命感、誇りを醸成して、さまざまな人権に配した警察活動の推進に取り組んでいます。

次のページの犯罪被害者支援についてですが、各部の専務任用科教養、それから犯罪被害者支援のための研修会、被害者支援の専科などを通じて研修を行いまして、犯罪被害者支援事例の発表などによって、犯罪被害者等に対する具体的な支援の要領についての講義を行い、適切な被害者支援を推進するための基本的な知識、技能の修得を図るとともに、各警察署によって支援体制や質に差が生じないように努めました。

次に、捜査一課ですが、警察署の刑事課に勤務する捜査員を対象としまして、性犯罪被害者の人権に配した捜査要領、それから事件が起きた場合の立証上の留意事項、こういったものの具体的検証を行い、性犯罪事件に係る実務に即した知識、実務能力の向上を図っています。また、捜査員以外の警察署のいわゆる交番等の地域課などに配置されている性犯罪捜査員に指定されている女性警察官、これを対象に、性犯罪の被害者の人権に配した適切な初動捜査、例えば被害者対応訓練や鑑識の資料採取要領など、そういったものについての研修を行っています。

最後に、警務課ですけれども、各所属において指定されているセクハラ相談員、これを対象といたしました研修会を行い、セクハラの問題の早期把握の必要性について教養するとともに、セクハラ行為を見聞きしたときや、相談受理時の対応について検討を行うなど、相談への対応要領の教養を実践的に行うことによって、技術の向上、それから適切な相談対応が行われるよう、セクハラ防止対策を推進していきました。

警察本部からは以上です。

○副座長

ありがとうございました。今までの結構長い説明でしたが意見や質問がありませんでしょうか。どちらからでも、積極的にお願いします。

○委員

基本的に研修やこういった取組をされているのは、現場で起きている人権侵害の状況に対して適切に対応できる能力を持つということだと思います。現場につながらないとだめだと思っていますが、そういう観点でいろいろと質問します。外国人の問題で、病気やけがをされたときのサポートの問題、それはホームページに外国語で啓発する、こういう訴えをしたらいいとかいうのがありますよね。その中に、医療の場合はフィリピン語がありますが、生活相談ではフィリピン語は入っていないとか。以前に、どうしてフィリピン語は入っていないのか聞いたら、予算の問題とボランティアの数が少ないというのが回答でしたが、それが今年度も変わっていないのはなぜでしょうか。必要がなかったなら、なかったという答えで結構です。医療についてはフィリピン語があって、生活相談はなかったのか、それはなぜかといったら、フィリピンの人たちというのはなかなか情報が多分入りにくいと聞いています。三条河原町のカトリック教会にフィリピンコミュニティーの人たちが集まったりしているんですけれども、なかなか行政として情報が入りにくい、そういうレポートを受けたことがあります。そのこともあって質問しています。だから、問題点があるのなら、そこにしっかり対応しているのかどうかというのを聞きたかったのです。

それから、もう一つは、外国人の医療費はどうなっているのかなど。例えば救急で運ばれたときの通訳はどうされているのか触れられていない。何か通り一遍なサポートしてますよということしか見えないので、レアケースだからやっていないのか、それでも結構です。それはどうなっているんでしょうかという質問が1つ。

それから、留学生に対して部屋を貸しますとか、看護寮を提供されています。これは結構なことなんです。それを前提に、これはいけないというのではなく、留学生は結構条件的に恵まれた人たちです。人権問題という観点で見たら、就学生だとか自費で来ている方ですね。大学に入るために、国で、中国だとかいろんなところで借金をして日本に渡ってきて、語学研修して大学に入りたいという人たちがいらっしやいます。そういう就学生は、飲食店などアルバイトされています。ああいう彼らに対するサポートというのは必要ないんでしょうか、私は必要ではないかと思いますが。

それと、もう一つ人権の観点でいえば、ここには全然触れられていませんが、今、ブラック企業の問題が出ています。これはちょっと外国人とは違いますけども、外国人と関係します。例えば外食産業で長時間労働だとか、無理な労働をさせたり、低賃金でというような問題が起きていますよね。そういったところに目配りがされていないなど。だから、雇用問題だとかいうのも、研修を受けなくても、まあちゃんとやっているところを対象に研修をされていて、研修が必要なおころの企業とか中小企業とか、そこら辺に対して対象に研修をするとか、そういう態度が見えないと思うんです。それは必要ないからなんでしょうか。そこをお聞きしたいなと思います。

いろいろ何点か言いましたけど、答えられる範囲でお答えしていただきたいなと思います。

○副座長

今の委員の関係で、外国人問題が結構多かったので、その部分で追加質問などありませんか。では、回答をお願いします。

○事務局

失礼いたします。知事直轄組織です。

まず、1点目の御質問でございますが、フィリピンの方に関する問題です。問題意識としては認識はしているところですが、こちらの工夫といたしまして、フィリピンの対応という、例えば非常に易しい日本語で答えられるようにするなどの工夫で何とかできないものかと考えています。ただ、フィリピンの方々に向けた直接の支援策についてはまた検討したいと思いますが、後日、あらためて事務局を通じて報告します。

○委員

ということは、問題が存在するということなんですか。フィリピンの方たちに対して、やっぱり問題が起きるかもわからないということを想定されているわけですか。

○事務局

いえ、問題が起きるということを想定というよりは、やはりフィリピンの方が一定いらっしやるといのは理解していますので、そのの方々に対する支援について考えていくということは必要であるかとは思っているところです。

○委員

工夫がされているということはわかりました。そしたら、やはり予算がないのか、ボランティアが少ないのか、やっぱりそういう問題がまだ課題として残っているという認識ですか。

○事務局

課題として消えているわけではないと思っています。

○委員

医療は、フィリピン語でホームページをつくったりされていますよね。
生活相談との差というんですかね、それはどうしてなのでしょう。

○事務局

そこは、また後日、事務局から回答させていただきます。

留学生に対するサポートと就学生に対するサポートについてですが、指摘がありましたとおり、留学生のサポートセンターは、国費留学ですとかそういった留学生が多いと認識しています。就学生ですね、自費で来られる方々については、まだこちらもそれほど枠が設けられていない部分もありますので、今後検討していく部分であると思っています。必要ないかと言われれば、決してそうではないと思っています。

以上です。

○事務局

今の回答の部分で、もう一度、事務局で関係部局と整理しまして回答します。私は、多分、想像になりますが、医療の問題ですとか、例えば警察の関係ですとか、そういう現場で直結して何か困ったときには、そこで何か対応できる形で対応しているところが多いかと思います。それで、一般的なそういう相談とか、何か行政から積極的にというところについては、まだまだ十分ではないという指摘があると思いますので、もう一度そのあたり整理させていただいて、何らかの形で委員の皆さんに回答できるように整理していきたいと思っています。

○副座長

では、もう一つの質問について、ブラック企業関係についてお願いします。

○事務局

商工労働観光部です。

ブラック企業ということで意見いただきましたので、よくブラックバイトですとかブラック企業というふうに言われていまして、商工労働観光部としましても、当然こういう違法行為があるような場合につきましては、規制権限を持っていますのが労働局になりますので、労働局をはじめとした関係機関と連携して対応をするようにしています。京都府の商工労働観光部としましては、基本的には企業がブラック企業にならないように、例えば社会保険労務士などの専門家の方を中小企業に派遣したり、そういう形での支援を行っているところです。外国の方、それから日

本の方を問わず、誰もが安心して働くことができるということが商工労働観光部としての施策方針になりますので、今後とも、そういうブラック企業やブラックバイトなどに対しても、関係の労働局と連携をしながら対応していきたいと考えています。

以上です。

○委員

これは私の意見ですが、先ほど最初に違法行為があれば労働基準局というのは、当たり前であって、人権の観点で対策が必要ではないかと思えます。だから、法が不備であったりとか、情報が十分でなかったりとか、捜査に至らないとか、そうだからといって、何か不具合な、よくない状況が起きていると推測されるときに、どう対応していくかというのはやはり救済が必要だという状況があるのかないのか。ありそうだといったときに、どう行政が対応できるのかということを考えてほしいなと思えます。違法だったら簡単ですよ。労働基準監督署や警察でやればいい。その手前のところをどう対応するかということこそが必要じゃないかなと思えます。これは私の意見です。

○委員

啓発という意味では、高校生あたりに対する法律関係の教育も非常に大事だと思いますが、我々団体の方でもやっても、なかなか予算がないというので講師を派遣できなかつたりもしますが、そのあたり教育委員会ではどのように考えておられるのか。学生とか、大学生や高校生とかの被害が出ないように、どういった啓発を考えておられるのか、ちょっとお聞きしたい。

○事務局

教育委員会では、特に高校生はもうすぐに社会的自立というのがありますので、早いうちから、中学生ということも大事だと思うんですけども、一番には専門家の、例えば弁護士や司法書士、そういう方にいろいろ協力願って、ちょっと言葉が間違っていたらあれかも、結ネットという形で登録していただいて、各学校の要請に応じて行っている事業があります。そのあたり司法的な専門家やいろんな方の協力を得ながら子どもたちにそういう機会を与えているという状況です。

以上です。

○副座長

よろしいですか。ほかにありませんか。何でも、はい。

○委員

全般的な質問というか、お願いになるんですが、先ほど予算がないとかいうのがありましたけれども、説明の中に確かに予算がつく話とつかない話がありますが、今、説明していただいたのでは、総務部の方が予算の説明をされただけでした。それで、聞いている側からすると、いっぱいされているな、でもそれは人権という観点では、いろいろ検証されている中で一部だという理解で、やっとそれがわかってきたんですね。その中ではいろいろパンフレットをつくられたりするんだけど、これだけの予算があるなど、とか、そういうことをもう少し予算があってやっているということを言える部分は、説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、例えばですが、資料1-1の13ページの人権研修ノートという言葉がありましたけど、どの程度そのことを活用されているのか、それぞれ多分これは個々に持っているんですよね。それで、これは誰がチェックされているのでしょうか。そういう効果というか、そんなことも知りたいと思いました。

3つ目。さっき抜けた部分ですけども、もう一つは平成25年度と平成26年度を説明していただきましたが、新規にされたこと、継続じゃなくて新規でこれはしたんですよということと、これは廃止しましたという、この辺の説明がもう少しあれば我々は聞きやすかったのかなと思います。お願いがほとんどですが、よろしくお願いします。

○副座長

これから、できれば予算を明らかにしてほしいということと、説明するときに新規か廃止か継続かということを書いてほしいということと、きょう私も思ったんですけど、1-1を見ろ、1-2を見ろ、2を見ろというのが、申しわけないけど、聞いているほうは非常に煩雑なので、事務局が1-1と1-2と2をセットにして私たちに見せてくれば、警察はこうなんだとってわかるんですよね。何のことはないと思うので、ちょっと資料の出し方をできる範囲で工夫してください。

それと、研修ノートについての効果については、これからどういうふうを考えるのかということで、お願いします。

○事務局

人権研修ノートにつきましては、先ほどの説明で少し説明しましたが、今現在は、活用の状況は職員によって異なっているということしか、実は把握はできていません。ただ、説明しましたとおり、このツールとしての意義は非常に重要だという認識をしていますので、研修センターで行う研修では、冒頭で必ずこれについては職員の皆さんに配付して、持ち帰り、気づいたことを書き込んでくださいということのお願いを続けていますし、アンケートで記入する内容については、当センターに届くものですから、一定セーブされた形で出てきますが、職員の中で持つ内容となれば、もう少し内面に立ち入った内容も書かれるのではないかなというようなことも考えまして、それぞれの職員個人においてそれは生かしていただければというようなことで活用についてはお願いをし続けていきたいと、このように思っています。

以上です。

○副座長

また効果測定ということで検討していただければと思います。何年か一遍、研修ノートを使っているということを何かの研修会のときに聞いたらいだけの話だと思います。何年もたつと活用されていないようにも思います。

ほかに質問はありませんか。どうぞ。

○委員

今回から参加をさせていただくことになりまして、せっかくですので、先ほどの質問の関連をする項目と、もう一点質問をしたいのですが、実は、私たちもブラック企業の対策についてはか

ねてより要請をしているところです。それで、働く者が相談をするというのは圧倒的に少ないと。それ以上にやむなく病になられる、そして退職に追い込まれるといった方がやはりかなり隠れた部分で多く存在しているというのが現実だと思います。その意味で、私たちも学習の場における未来の働き手の育成というか、自身のやはり持っている権利を守るために、学校教育の場でやはり労働関係法をきちんと基本部分を知っていただくというカリキュラムをぜひ組んでいただきたいなと思っていて、また改めて私たち団体から京都府に要請をさせていただくことになろうかと思っていますので、前向きに検討をお願いしたいと思っています。

それと、もう一点は認知症の関係です。2025年度に75歳以上の後期高齢者に突入されるといって団塊世代の方がそのときに迎えられるわけですが、実は私の親族も認知症に今かかっています。その意味で、やはりどこか、まだよそ様に知られたくない、恥ずかしいというような意識がまだまだ残っているわけです。それともう一つは、この認知症にかかわる治療法もかなり新薬等も出てきて、初期対応を間違わなければかなり症状を遅らせることができるということも医学的にもはっきりしていると思うんです。そういった知識とかというのが、やっぱり我々一般の府民に対して浸透していないなと感じています。マスコミ等で、最近テレビ番組も新聞等でもそういった啓発活動を目的とした番組なり記事というのは増えてきていると実感をするところですが、ぜひ府としても、将来的にやはり認知症を抱えておれば仕事を一旦休職、介護休暇も含めて一線から退くということも出てくるわけで。これは労働界全体の問題でもありますので、社会トータル的な観点からより一層の啓発活動に努めていただきたいなと思っています。そのための具体的な今後の取組方針みたいなものがあれば、少しお聞かせいただきたいと思っています。

以上です。

○副座長

答えられる範囲でお願いします。

○事務局

認知症の関係ですが、委員が実感されたとおり、最近、例えば徘徊老人の問題であるとか、いろいろマスコミ等に出ています。それで、健康福祉部でも、この認知症につきましては国がオレンジプランを作成しまして、京都府でもオレンジプランを先立って作っていますが、まずは早期発見、早期治療というのが大変重要な課題となっています。ただ、その前に、まだまだ先ほど言われたように介護をする家族、身内が認知症の家族のことを隠したり、それによって辞職するという問題も大きな課題と考えています。つきましては、すべてのそのような課題について、今までも今後も、例えば府民だよりやラジオなど、さまざまなメディア、機会を捉えて、まずは府民の意識啓発、それから認知症を知ってもらう、認知症は怖くはないんだよと、次に介護辞職になったときどうするかとか、それぞれのさまざまな課題につきまして、啓発をしっかりやっていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○事務局

法律を学校教育の中でカリキュラム化していただきたいということですが、高校では現代社会や政治経済でやっていますし、人権の視点では、就職をする子に対して就職差別の点でいろんな

形で取り組んでいます。もう少し、詳細な取組については、今どのように取り組んでいるかなどまとめまして、また事務局と相談して回答します。よろしくをお願いします。

○副座長

特に、今、ここで発言したいということはありませんか。

そしたら、少し遅れていますので、前後してもらって構いませんので、後ほど意見を言っていて結構です。次の議事に進ませていただきたいと思います。

今の話は、簡単に2つ私は感じました。1つは問題が起こって対応するのは当たり前で、むしろ行政として問題を掘り起こしていくという視点を持って対応していただけないかということが私たちからの意見だと思います。こういう問題が起こり得るかもしれないし、今まで事件としては出ていないけど、こういう問題があるのではないかというような対応をこれから考えていくべきではないかということが1点と。

もう一つは、たまたま新しい委員から出てきたように、未来の労働者及び現在の若年労働者に対しての労働者としての権利をしっかり学んでもらうということが、今こそ必要なのではないかという提言だったかなと思います。人権教育としての観点の教育をまた考えていただけたらいいのかなという提言だったと思います。

そうしたら、次のもう一つの議題であります新京都府人権教育・啓発推進計画の改定の説明をお願いします。

(2) 人権教育・啓発事業新京都府人権教育・啓発推進計画の改定について

(3) 新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査について

○事務局

人権啓発推進室です。よろしくをお願いします。議事の2つ目、新京都府人権啓発推進計画の改定と議事の3つ目、府民調査について合わせて説明をします。資料4をお願いします。

現計画の期間につきましては、平成17年1月から来年27年12月までとなっています。このため、府としましては、計画の改定に向けた作業をこの資料4のスケジュールで行っていきたいと考えています。改定作業につきましては、この懇話会で意見聴取しながら進めていくこととしています。大枠のスケジュールとしましては、平成26年度につきましては、現計画における取組の評価、検証、振り返りと、平成23年度に実施しました府民意識調査の補足調査を行いまして、改定に向けた検討事項をまとめていくこととしています。11月に予定しています今年度の第2回定例会では、間に合えば府民調査結果の速報値の報告や、各人権課題に現計画の取組の評価、検証など、計画に向けた議論を実施していただくこととしています。また、来年3月に予定の第3回定例会では、第2回で積み残した課題、改定に向けた検討事項をとりまとめていただき、平成27年度の具体的な骨子案の作成等につなげていくこととしています。そして、平成27年度につきましては、骨子案、スケルトンを作成しまして、府議会へ報告を経て、府民へのパブリックコメントも行いまして、改定計画を28年1月に作成するというスケジュールで進めていきたいと考えています。

また、策定に当たりましては、委員の意見を踏まえ、多くの府民の皆さんの意見をできるだけ早い段階で徴収しながら計画に反映させていきたいと考えていまして、1つ目は後ほど説明しま

すが、右側にありますように、府民の皆さんへ府民調査アンケートを10月ぐらいに実施することとしています。また、2つ目としましては、同じく10月ごろにさまざまな人権課題に取り組まれていますNPO等に計画や啓発のあり方についてアンケート調査を実施することとしています。そして、最後、計画の最終段階において、平成27年度の秋ぐらいですが、策定の最終段階でパブリックコメントを実施することとしています。

以上のような方法で、府民の皆さんの意見も踏まえて、委員の方々に意見をお伺いしたいと考えています。

次に、府民調査について説明します。資料5をお願いします。

平成13年度の府民意識調査から10年経過し、また現計画が5年経過した時点の折り返し点となります平成23年度に府民の意識調査を実施したところですが、京都府の総合計画となります「明日の京都」、この中期計画が平成26年度までとなっています。その成果指標についての最新の状況を把握する必要があること、また計画改定に当たりまして、最新の状況を把握するため、平成23年度に実施しました調査を補足するための調査を実施することとしております。

調査は、前回の調査と同様に、京都府内全域で無作為抽出いたしました3,000名に対しまして、郵送で実施することとしています。補足調査ということですので、調査項目は少なくおさえ、「明日の京都」の成果資料を中心に、質問の流れも考慮して設定しています。合わせて、最近の人権課題としまして、インターネットによる人権侵害への対応や外国人に関する人権問題についての質問を設定しまして、また今後の啓発に役立てるため、新たに人権に関する法律制度等の認知度についての質問も設定しています。

参考資料として調査票の案をつけています。外国人に関する質問と法律等の認知度以外の設問は平成23年度の調査と経年比較ができるように設定いたしています。この調査票の内容につきましては、時間の関係もありますので説明は割愛します。調査は、先ほども言いましたが、市町村の協力をいただきながら10月に実施する予定でして、間に合えば11月の懇話会で調査結果の速報値、概要を報告したいと考えています。

計画の改定のスケジュールと府民調査の内容の説明は以上のとおりです。よろしく申し上げます。

○副座長

手短かにありがとうございました。ただいまの説明について、意見や質問をお願いします。

○委員

資料5の府民調査についてですが、質問項目ももちろんお聞きしたいことがあるんですが、それ以前に、調査項目(案)の網がけ部分「①人権が尊重されていると感じる人の割合」、平成13年38%が増加で、平成23年27.5%、この意味がちょっとよくわからないんですが。増加じゃなくて減少じゃないかなと思いましたので、それをお聞きしたいということと、その上の2番の調査概要について、母集団・抽出方法につきまして、住民基本台帳及び外国人登録原票より層化無作為抽出と書いてあるんですけども、外国人登録原票というのはどういうことでしょうか。府ではまだ持っておられるんですかね。

今現在、外国人は住民票の中に入っているはずだと思うんですけども、ちょっとこの辺どういうことなのか、お伺いしたいと思います。

○副座長

質問はほかにもあるかもしれませんが、この今の2点についてお願いします。

○事務局

1点目の「明日の京都」の、ここの例えば①の「人権が尊重されていると感じる人の割合」、平成13年の38%、増加という、ここの部分については、「明日の京都」の成果指標の目標とし、平成13年度の前回の平成23年度の10年前の調査のときに38%で、目標として増加という、成果指標の目標の書き方として増加というように書いていまして、結果、平成23年度に調査したら27.5%ということで、減少はしているんですけども、最終平成26年度の今回の補足調査で、この平成13年度の例えば38%が「明日の京都」の最終年度の平成26年度末で何%になるかということの数字の把握のために今回調査を実施するということです。

失礼いたしました。委員の指摘どおり、この外国人登録原票という部分については、前回の調査というか、間違いですので訂正をお願いします。住民基本台帳より無作為抽出ということです。

○副座長

もう一つの質問で、これは当然ないと思いますけど、外国人登録原票がとってあるんですか、わかりますか。廃棄しているはずだよね。

○事務局

府内各市町村の状況については、把握していません。

○副座長

またわかる範囲で、いずれ答えていただけたらと思います。
そうしたら、ほかに質問ありますか。はい、どうぞ。

○委員

質問というよりは要望なんですけれども、府民調査の調査票案の一番初めのページの下で、「このアンケートの文章を読むことがむずかしい方へ」というので、例えば高齢で目が見えないですとか、それこそ外国人の方で日本語が読めない方ですとかは、例えば「メモを添えてご返送」ということで、回答しなくてもいいという選択肢があると思うんですが、できればそういった健常者以外の目がちょっと見づらい方であったり、外国の方からの意見もいただいたほうが、人権って、その方からだけの意見よりは幅広くいただいたほうが、きっと結果もリアルなものが出るのではないかなと思うので、このあたりの表現を少し配慮した形で掲載できたらいいかなと思うのと。

あとは、今、3,000名に送付して、回収率みたいなものがわかれば教えていただきたいです。

○事務局

アンケートの文章を読むことが難しい方への配慮につきましては、十分対応させていただきたいと思います。前回の平成23年度の調査のときは、3,000名の方に調査票を送付して、大体回答

いただいたのが 50% 超えという状況です。今回につきましては、前回の調査より質問数が少ないので、前回の調査より回答は、場合によれば回収率がいいのかなとは思っています。

○委員

ありがとうございます。

○副座長

ルビをつけているという意味では易しい日本語にしたいという思いはあるんですが、もうちょっと工夫をとということですね。人権意識調査なのに、人権で弱い立場にいる方たちを排除して意識調査をするのはどうかということですね。例えば点字の問題もあるし、多言語の問題もあるしということで、考えてみたら、余り考えないで調査してきたという私たちの反省は、私も含めてありますが、ということです。はい、どうぞ。

○委員

今、副座長がおっしゃったみたいに、調査の対象者が 3,000 名といたって、一斉に送ったら誰に何がどう当たるかわからないんだったら、この調査にかかる費用というものを考えた場合に、その調査をする手法をもう一遍根幹から考え直したほうがいい調査ができるのではないかなという気はします。結局、誰にどういう形で行くかわからない状態だったら、何ていうんでしょうか、うまく言えませんが、今おっしゃったみたいに、健常者・非健常者に等分に行くわけではないし、偏りで行くかもしれないし、無作為抽出というのはそういうことになるわけだから、何かしらアンケートの取り方というのを考え直したほうがもうちょっと実質的で現実的な結果になるんじゃないかなというようには思うんですけど。

○副座長

社会調査としてはこれしかやり方がないのですが、例えばホームページ上に、例えば多言語のアンケート用紙が見たい方はホームページに掲げてありますぐらいの努力をすることもできるかもしれません。かなり難しいと思いますけど。

○事務局

今おっしゃっていただいたところで、3,000 名のアンケートをしたときに、その中に何人か、このアンケートに答えたくても答えられない人がおられたときにどう対応するかというのは、もう一度しっかりと考えたいと思います。それで、多分、今おっしゃっていただいたのは、例えば障害のある方が啓発についてどう思うかとか、そういう視点も必要かとは思っているのですが、それはちょっとまたこちらでどういう形で意見をいただけるのか、少し所管部局とも調整しながら進めていきたいと思っています。そこはまた検討させてください。

○副座長

NPO の人に聞くというのは、そういうことですよ。例えば視覚障害者の団体とか、聴覚障害者の団体とかに聞いていくということ。

○事務局

今の計画の中に、NPOと連携して啓発を進めていくという一つの視点がありますので、今、これまでフェスティバル等を中心にNPOの方々といろいろ協働しながらいろんな取組をしてきました。今、いわゆるプラットフォームみたいなものをつくりまして、十数団体のNPOの方々に集まっていたいでいるんですけども、そこの方々与人権啓発についてもどうしていったらいいのかというあたりも今協議しているところです。そういうNPOを中心に、いろいろ意見が伺えたらなと考えています。それで、直接NPOにかかわっておられる方、今、副座長に指摘いただいたとおり、それぞれの例えば障害者だったり、高齢者であったり、認知症の取組とかいろいろされていますので、そういったところでも、今言っていた趣旨の意見がフォローできるかとは思っています。

○委員

昨年度のヒューマンフェスタで、京都府が提案されたことだけをそのまま受け入れてやるのではなくて、NPOがどれだけ主体的になって活動できるかというのを両者でつくり上げてきたと思っています。そして、昨年度の事業の振り返りも、かなり形骸化しないように、もっと斬新なものとか、これが本当に府民のためになるようにというものを企画しようと言って、今、NPO数団体が集まってかなり積極的な意見を出し合っています。きのう、この説明をお聞きしたときに、私はここで私たちの役割が発揮するときだろうなと思っています。かなり皆さん現場で生の声を聞いて、そのことで課題を持っている団体が集まっていますので、そこは私も参画していますので、かなり積極的な声を出したいと思っています。

○副座長

だから、NPOとアンケート実施というのは、アンケートというよりもヒアリングですか。

○事務局

今は、アンケートという形でお聞きしようかなと思っています。

○副座長

そのアンケートはこのアンケートじゃなくて、別の形でするんですか。

○事務局

そうですね。今のこの現計画あるいは新しい計画について、率直なそれぞれの課題ごとのNPOから意見をいただくという形をとろうかなと思っています。この府民調査の様式ではなくて、できれば自由記述的な形だと思います。

○副座長

それで、啓発についてと資料には書いてあるけど、実際には現行の啓発推進計画にはこういうことを事業として実施しますみたいなことが記載してあるので、そのことについてどう思われますかと聞けば、いわゆる教育啓発という側面だけではなくて、例えば女性政策に対してとか、貧

困政策に対してどうだということもアンケートとして答えていただけることができるというイメージでよろしいですね。

○事務局

はい、そうです。

○副座長

ここに啓発についてと書いてあるけど、啓発・施策についてですね。

○事務局

そうですね、施策も含めてということですよ。

○副座長

座長がいつも、ただの狭い範囲の啓発ということではなくて広くいろんな意味で捉えてほしいとおっしゃっているのだから、そういう形で聞いていただくと。だから、幾つかの疑問が呈された部分は、このNPOとアンケートを実施というところで、ある程度は補えるかと思うんですけども。ほかに意見どうぞ。

○委員

いや、私はちょっと文章だけだったら物足りないですね。アンケートをとるのはいいんですけども、やはりそれだったら漏れる分が必ず出てくると思うんです。現場ってもっと複雑だし、ニュアンスとかいろんな問題があるから、アンケートを見て、やはりここはと思うところは、チョイスしてきちんと聞いてほしいなと思います。それから現場を見てほしいと思うんですよ。その上で考えていくというか、この計画に肉付けしてほしいなと思います。これは注文です。

それから、もう一つ、余計なことかも知れませんが、この御記入に当たってのお願いのこの文章ですけども、わかりやすくしたとおっしゃって、わかりやすく多分ルビを振ることだと思われるようですね。それは1つの手ですけども、例えば「切手を貼付し」とか、要するに漢字にルビ振っただけなんですね。「切手を貼る」とか、易しくわかりやすくするにはどうしたらいいかということ余り考えないで書いている文章で、それはほかにも散見できます。ルビは振ってあるけども、ルビをなくしたら本当に難しい漢字、行政の言葉を使っているんです。ちょっとそれは勘違いされているところがあるので、助言をさせていただきます。

○副座長

そうですね。切手の「ちょうふ」と読むんだと、今初めてわかりました、私も。前の府民調査の踏襲だと思いますけど、ぜひよろしくお願ひします。

○事務局

今の指摘、意見について、もう一度いろいろ検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○副座長

ほかにございますか。はい、どうぞ。

○委員

NPOについて、今、すごくたくさんできていますよね。それで、どの程度のアンケート調査を誰にされるのか。ここは無作為じゃないと思うんですけどね。それこそ前にお聞きしました冊子でしたか。

○事務局

京都人権情報です。

○委員

そうですね。ここに載っているNPOは、すごく偏っているんです。私は障害の関係で言ったら偏っているのと違いますかとお話ししたんですけど、例えば障害のところで、現場の社会福祉法人のところが1つ載っています。でも、1つじゃないんですよ。たくさんある中の1つだけ載っていて、そこがさも人権のことをやっているということじゃないんですよ。それが京都府の冊子に1つ載っているのはおかしいでしょう。それが載るんだったら、私の今の団体も載るとか、いろんな形があると思うんですね。それはNPOとちょっと違うんですけども。多分、何かで参加されて、今までのおつき合いの中だと思いますが、その辺のところはまた皆さんにお聞きになってされたらと思うんですが。

○委員

経緯はちょっとまた後で答えていただければいいんですけど、この説明を聞いたときに、私たちだって自分たちのNPO、関与しているNPOだけですべてができるものとは思ってなくて、いろいろ話を聞いていると、私たち子ども系の団体、NPOだったら、そこにいっぱいつながりの団体があるから、そこには波及したいねというような話はしました。ただし、情報とつながりは、また別だと思いますけれど、それだけ皆さんいろんな団体のつながりは持っているんですよ。そこは連携して、これをつくりたいねという話はしていました。

○事務局

委員からの指摘は前からいただいています、これが本当にすべてではないということはもちろんわかっています。指摘のとおり、本当に何らかのきっかけがあって、じゃ、今度この冊子をつくるけどという形で、割とロコミ的に掲載してきたという経過はあります。これをまたさらに増やしていきたいという思いももちろんありますし、今回のアンケートでは、先ほど委員がおっしゃいましたように、掲載されている団体から、別のいろんな関係の団体を紹介いただいて、少し輪を広げてアンケートも含めてやっていくということをやりたいと考えています。

○副座長

ほか意見・提案などありますか。はい、どうぞ。

○委員

調査票案の、外国人に関する人権問題への対応、この問5というのは、問5の全部が新しいもののなんですか。

○事務局

はい。問5につきましては、前回の平成23年度の調査項目になかった項目です。

○委員

そういうことですね。それで、この1番から順番に書かれていまして、これをずっと読んでいきましたら、こういうことが必要なんだなとか、こういう課題があるんだなというふうに、アンケートに答えながら勉強させていただくという効果もあるかなと思ったんですけども、そういう意味では、私が思いますのには、外国人が日本に来た背景への理解を深めるみたいなことが、歴史的背景とまでは言わなくても、やっぱり今日本の中で排外主義が強まっていまして、すごく私も危機感を持っています。やっぱり排外意識の底には何か、外国から何のために来たんだろうと、来なくていいのにみたいな、やっぱりそういう意識の人たちがとても多いんじゃないかと思うんですけども、実際には日本の産業界の要請ですとかいろんなことがありまして、実際にブラジルから来た方で、人材派遣業者がやってきて、ぜひ来てくれと、日本にとって必要だからぜひ来て働いてくれみたいなことで非常に口説かれてやってきたのに、やってきたらすごく邪魔者扱いされて、それが悲しかったみたいなお話も聞いたことがあります。そういう何かちょっと曖昧になってしまうかもしれませんが、もちろん中には、単に日本が好きで興味があってやってきたという方ももちろんおられるかもしれませんが、でも大部分の方は、それなりに背景があって、理由があって、日本の側からの要請というようなことも大きく働いて、たくさんの方が日本に入ってこられています。そして、そのことに対して、本当に理解のない方が多いんじゃないかな、いろんな問題の根がそこにあるんじゃないかなという思いをふだんからしていまして、そういう意味では、外国人が日本に来た背景への理解を深める、何かそういうような項目を1つ入れていただけたらうれしいなということを今思いました。

○事務局

今の委員の意見を踏まえまして、加えていきたいなと考えています。

○事務局

もう一度、全体を通じて意見等を踏まえて、表現等、それから内容等については、ほかの事例もありますので、そういったあたりを総合的に見て調整していきたいと思います。また、ちょっとこの辺の文言自体は変わるということと、それから今の指摘については検討していきたいと考えています。

○副座長

特に新しいところは検討していただきたいんですね、逆に、委員の人に。問4と問5と、あと新しいところはどこですか、問7ですか。それでいいですか。4と5と7が新しく入れたものなので、どうかなということですね。

それから、例えば先ほどの議論で考えれば、4ページにいろんな人権に関する法律等の認知度というふうに聞いていますけど、先ほどの議論は確かに反映されていませんね。労働基本法を知っているかみたいなことは入ってないわけで、そこら辺はどうですか。

○事務局

まだ今日は案ということで、皆さんの意見を踏まえて、またもう一度整理させていただきます。

○副座長

でも、もう第2回定例会では、このアンケート調査結果が出るんですよ。

○事務局

第2回はそうです。ちょっとまだ少し時間がありますので、今日の意見をいただいて、さらにまた少し修正しものを皆さんにお返しして、その間に意見をいただければ、また調整していきたいと思います。まだ日程等がありますので、今ここで決めないと、ということではないかと思えます。

○副座長

でも、割と近々ですね。9月いっぱいには御意見いただかないと。

○事務局

はい。きょう、ちょっといろいろ意見をいただいたら、またそれで直しますし、今日以降お気づきの点がありましたら、また言っていただきましたらと思っています。

○副座長

では、意見や提案は、また事務局に直接連絡していただいて、もちろん委員同士で意見が違っていたり、ぶつかり合うこともあるかもしれませんが、それは事務局の判断で参酌していただくということと、それから表現方法についてはもうちょっと、「貼付する」は「切手を貼る」という表現にするなど考えるということと、それからNPOということ、アンケートを出す相手についてはかなり考えてほしいというような意見だったかなと思います。

何かほかに。これは2年ですね、結局。今回はアンケートをとったり、NPOの方にアンケートをとったりして、結果を受けて、実際には来年度に計画を新しく作成していくということですね。

○事務局

基本的には今年度、現計画を検証していくというスタイルで、この年度末ぐらいにはその改定していくポイントぐらいがまとまれば、方向がまとまればというふうには思っています。実際、今、副座長から指摘がありました平成27年度が新しい計画をつくり上げていく作業になるかと思っています。

○副座長

私たちの委員の任期は平成27年まで継続でしたか。

○事務局

任期は、一応来年の3月末が任期にはなるんですが、継続をお願いしたいと考えています。

○副座長

そうですね。平成26年度で終わりですね。

○事務局

はい。ぜひ更新をお願いしたいと思っています。

○副座長

そうなんです。だから、いいのかなと思って聞いたんですが。
そしたら、ほかにございませんか。

○委員

1つだけ済みません。最初、資料1-1、資料1-2、資料2を使って説明をいただいたときに思ったことなんですけども、各研修会のアンケート調査については結構有益だったという人が何%とか数字を挙げていただいている、それはすごくいいなと思ったんですが、あとお願いしたいことは、難しいものももちろんあると思うんですけども、対象者のうちの参加者がどのくらいだったのか、例えば私立学校教職員でしたら全体約何名ということはおわかりかと思しますので、そのうちの何名参加みたいな記載をしていただけると、私たちとしても、どのくらいの効果が上げられているんだなということをイメージを持って読むことができます。もちろんそういうのは難しい、対象が曖昧というか、府民全体対象みたいなものもあるとは思いますが、できる範囲で結構ですので、また今度からはそういうことをしていただけたらうれしいなと思います。

○副座長

いわゆる母集団がはっきりしているものについては、母集団分の何名だという形であらわしてもらったほうが、参加が悪いのかいいのかという、また評価ができるからということですね。

ほかに何か御意見はありませんか。

そうしたら、ありがとうございました。いろんな質疑応答、意見が出てよかったかなと思っています。先ほどまとめたようなことで、これからの計画づくりに生かしていただけたらと思います。これで、議事は終わらせていただきます。